

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
14	国土利用計画法	<p>一定面積以上の土地売買等の契約を締結したときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的(メガソーラーの建設)等を記入した土地売買等届出書に土地売買契約書の写しなどの必要な書類を添付して、契約を締結した日から2週間以内(契約締結日を含む)に知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の必要な土地取引の面積 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 . . . 2,000 m²以上 市街化区域を除く都市計画区域 . . . 5,000 m²以上 都市計画区域以外の区域 . . . 10,000 m²以上 ・ 審査 <p>届出を受けた知事は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告しその是正を求めることがある。また、土地利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために助言をすることがある</p>	届出	県土整備部 県土利用政策課 (023-630-2660)	県内全域	各市町村担当課